

非常変災時など緊迫事態における非常措置について

1 台風等襲来時における対応

(1) 「特別警報」および「暴風警報」における措置

① 生徒の登校前

◆ 午前7時において「特別警報」・「暴風警報」発令…… 臨時休業とします。

② 生徒の登校後

◆ 登校後に「特別警報」・「暴風警報」発令の場合は、通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示をします。

(2) 「特別警報」・「暴風警報」解除後の措置

◆ 午前7時までに、「特別警報」・「暴風警報」が解除された場合
…… 通常どおりで、特別な措置はとりません。

ただし、地域や通学路等の状況から災害等の危険が予想される場合は、必要に応じて始業時刻の繰下げ、又は臨時休業の指示をします。

2 その他の警報等（大雪、大雨、洪水等）

(1) 警報発令にともない、臨時休業、始業時刻の繰下げおよび終業時刻の繰上げ等の措置が必要な事態となった場合には、適切な指示をします。指示のない場合は、通常通り登校させてください。

また、「注意報」については、特別な措置はとりません。

(2) 大雪や大雨等で交通が遮断されたりした場合、始業が遅れることがあります。

3 地震発生の場合

(1) 家にいる時で、緊急避難が必要と判断した場合は、指定の広域避難場所へ安全確保の上避難してください。

(2) 学校にいる時は、学校の防災マニュアルに従って速やかに避難させます。